

委 託 業 務 仕 様 書

1. 委託業務名

令和7年度健康・医療データサイエンス人材育成プログラム活用事業委託業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※本事業は最長3年（令和7年度～令和9年度）の実施を予定しており、事業実施状況（目標に対する達成状況）の評価に基づき継続の可否について審査を行い、契約を継続する場合がある。

ただし、令和7年度以降の県予算の成立が前提となるため、3年間の事業実施を保証するものではない。

3. 事業目的

本県において、健康・医療産業の振興を推進する中で、沖縄特有の医療・医療情報や生物資源等、有望なバイオ関連データを活用した高付加価値な産業を創出することが期待されている。また、県内の健康・医療、バイオ関連産業においても、バイオテクノロジーにAI/IT技術等の情報科学技術を活用する人材（バイオインフォマティシャン）が必要とされている。

本事業では、沖縄特有の生物資源等、有望なバイオデータの産業利用促進を図るため、バイオデータの解析・加工等が活用できる人材の育成プログラムを運営できる体制構築を行い、産業界が必要としている人材を持続的に輩出する仕組みを目指す。

4. 令和7年度委託業務内容

(1) バイオインフォマティクス人材育成プログラムを運営できる体制構築

(ア) 現状把握及び分析

アンケートやヒアリング調査等により現状把握・分析を行うこと。

- ・人材育成プログラムのニーズ調査（講座内容のレベル、受講料等）
- ・オンライン等を活用した類似講座の運営手法等に関すること

(イ) 課題抽出

(ア)の分析から課題を抽出し、多面的に分析した上で当年度に取り組むべき課題を選定すること。

(ウ) 課題解決に向けた実施内容検討

どの程度の改良を目標とするのか定めた上で、実施内容を提案すること。複数の案を提案し、実現性、コストなどの多面的な評価から実効性の高い方策を選定する。その際、効果が定量的に把握できる指標も併せて提案すること。

(エ) 実施

実施の際は期中に効果を把握し、対策の妥当性を確認しながら進めること。

(オ) 評価

対策前後の効果を定量的に把握することで、対策の妥当性を評価すること。また、次年度以降に残る課題や当年度の改善点を挙げること。

(2) 取組の情報発信

本研修への参加推進を図るため、本事業における人材育成の重要性やビジネスへの展開可能性について情報発信すること。

(3) バイオインフォマティクス育成研修の実施

研修実施に向けた受講者の公募及び研修の実施、研修に係る研修講師の調整、受講者に対する理解度調査を実施する。

なお、研修は受講者のレベルに合わせ、以下 ア ～ オ の研修を実施すること。

ア 入門コース

イ バイオインフォマティクス技術者認定試験挑戦コース

ウ 実践研修コース

エ 活用事例紹介コース

オ 過年度コンテンツ見逃し配信コース

(4) 研修の見逃し配信（サーバーメンテナンス）

(3) で実施する研修内容について見逃し配信を行うとともに、サーバー内においたコンテンツ（過年度分含む）の編集を行うこと。また、サーバーの管理を行うこと。

(5) 有識者等による検討会議の実施

自走化に向けた体制構築等に関する助言を得るため、当該分野における有識者・専門家による会議を開催し、運営手法の課題抽出から解決策まで意見聴取を行うこと。

(6) 報告書の作成

(1) ～ (5) の実施内容に係る報告

5. 事業の活動目標及び成果目標について

本事業の活動指標及び成果指標は以下表のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

(1) 活動指標

活動指標	目標値
バイオインフォマティクス人材育成の講座・研修の開催	5 コース
講座受講者数	100 名
体制構築に向けたヒアリング件数	5 件

(2) 成果指標

成果指標	目標値
技術レベルの向上（講座開始と終了時点の測定）	6割以上
講座内容の産業界への寄与・活用度	8割以上
体制構築に向けた課題解決策の策定	2件

6. 成果物の提出

下記成果物を契約期間内に沖縄県商工労働部ものづくり振興課へ提出する。

(1) 実績報告書・成果報告書

(2) 報告書の電子データ（PDF形式及び編集可能な形式にて電子媒体に保存の上、提出）

7. 再委託に関する事項

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行にあたり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

＜再委託ができる業務の範囲＞

- ・アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）
- ・高度な解析業務
- ・その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められるもの

＜その他、簡易な業務＞

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿・データの入力及び集計

8. 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、円滑な調整が図れる体制を確保するものとする。

9. その他

- （1）事業運営に係る組織体制については、沖縄振興についての専門的な観点からの客観的かつ合理的な分析が可能な組織体制とすること。
- （2）事業の実施にあたっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること（2ヶ月に1回程度）。
- （3）実施計画については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- （4）本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- （5）委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- （6）本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。